

4月から年金の額が変わりました

国民年金や厚生年金保険などの公的年金は、年金額の実質的な価値を維持する目的で前年の全国消費者物価指数の上昇・下落に応じて、その翌年度の年金額を自動的に改定する物価スライドが行われることになっています。

平成15年度は、平成12年度から平成14年度について、物価の下落にかかわらず特例的に年金額が据え置かれ、マイナス2.6%による改定を行うべきところを、特例的に平成14年度の物価下落分マイナス0.9%のみによる改定を行いました。

平成16年度の年金については、保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっていることから、現役世代との均衡を考慮し、また高齢者などの生活にも配慮し、特例として、平成15年度の全国消費者物価指数の下落分（マイナス0.3%）のみの年金額の改定を行うことになりました。

物価スライド改定の通知につきましては、6月上旬に社会保険業務センターから、年金振込通知書に合わせて、年金額改定通知書が送付されます。

国民年金

【問合先】

岐阜南社会保険事務所

☎ 273・6161

改正後の年金額一覧

	平成15年4月～	平成16年4月～
老齢基礎年金（満額）	797,000	794,500
障害基礎年金（1級）	996,300	993,100
（2級）	797,000	794,500
遺族基礎年金	797,000	794,500
老齢福祉年金	408,300	407,100



甲種防火管理者

講習会開催

羽島郡広域連合
☎ 388・1195

過去多数の死傷者を出した火災は、人の不注意により発生したものが多く、さらに防災設備の不備や初期消火の失敗等によりその被害を大きくしています。

そこで、学校、病院、百貨店などそれ以外の多くのかたが出入りする事業所等には、法律で防火管理者を選任するよう義務付けられています。

防火管理とは、その事業所から火災の発生を防ぐとともに、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、二重三重の対策を考え実践することをいいます。

羽島郡広域連合消防本部では、この防火管理者の資格を取得することを目的に「甲種防火管理者講習会」を次のとおり開催します。この機会に多くのかたの受講をお待ちしています。

【期日】8月5日木・6日金
(10時～16時)



【時間】両日とも、午前9時30分～午後4時50分

【場所】羽島郡広域連合消防本部 3階大会議室

【定員】60人

【申込期間】7月1日木～30日金

【申込方法】受講料3,500円を添えて直接申し込んでください。（郵送不可）

【申込・問合先】羽島郡広域連合消防本部予防課

☎ 388・1198